

## 輸出規制について

## 〔外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令〕

○ 外為法は、外国貿易等が自由に行われることを基本とし、必要最小限の管理・調整により、我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている(1条)。

特に、貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最小限度の制限の下に、許容される(47条)。

○ 具体的には、以下の場合に限って、特定地域への特定種類の貨物の輸出を制限。

- ① 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなるもの
- ② 国際収支の均衡の維持、外国貿易及び国民経済の健全な発展、条約その他の国際約束の誠実な履行、国際平和のための国際的な努力への寄与等

○ 上記の「特定種類の貨物」、「特定地域」等は、“輸出貿易管理令”に規定。

○ なお、輸出貿易管理令に輸出規制を規定するためには、外為法の目的に合致する必要がある、そのために、当該規制が、外国貿易及び国民経済の健全な発展等に資する他の法制度(国内措置)、条約(国際約束)等の実施に必要な措置の一部であることが求められる。

## 外為法

貨物の輸出規制は、  
最小限度。

## 輸出貿易管理令

- ・国際的な平和及び安全の維持
- ・国内需要の確保
- ・輸出急増、過当競争又は仕向地における輸入制限の防止
- ・国際協定等による規制
- ・輸出禁制

等の必要があるため、輸出承認等を行う物資を列举。

外国為替、外国貿易その他の  
対外取引が自由に行われること  
を基本。

## 制限の必要性

国内措置

国際約束

の実施に必要な措置の一部であること。

## 輸出貿易管理令に規定されている貨物の例

貨物	輸出制限の種類	必要性・背景	関係法令・条約等
<p>うなぎの稚魚 (昭和51年～)</p>	<p>輸出数量等規制物資</p> <p>※ 経済産業大臣による承認に当たって、農林水産大臣の同意を要する。</p>	<p>・我が国沿岸を中心とした希少天然資源。年度毎の採捕量の変動幅が大きく、国内養殖用等への安定的な供給が困難。</p> <p>・乱獲により国内養殖業者の需要を満たすことができなくなることを防止する必要。</p> <p style="text-align: center;">↑ <b>量的な資源保護</b></p> <p>各県の漁業調整規則に基づき、国内の増養殖用、試験研究用に限定して採捕を許可</p>	<p>漁業法及び水産資源保護法</p> <p>(水産資源保護法目的) 水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与。</p> <p>↓</p> <p>農林水産大臣及び知事は、水産資源の保護培養のために採捕に関する制限等を定めることが可能。</p>
<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)附属書に掲げる種に属する動植物等</p>	<p>国際協定等による規制物資</p>	<p>・希少野生動植物の国際取引が乱獲を招き、当該種の存続が脅かされることがないよう、国際取引の規制を図る条約であるワシントン条約が存在。</p>	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)</p>
<p>麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤</p>	<p>輸出禁制物資等</p>	<p>・麻薬等の輸出入等を厳重に規制することにより、その濫用による保健衛生上の危害を防止する必要。</p>	<p>麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法</p>